

# 賃貸住宅融資 のご案内



## 公庫の賃貸住宅融資ご利用のメリット

### メリット 1 長期・固定・低金利ですので、資金計画が安定します。

金利のタイプにはいろいろありますが、公庫のローンは、申込時に借入期間全体の返済額を確定することができる「固定金利型」のローンで、住宅資金をご利用の場合には、返済期間が最長35年と長期間の設定が可能なローンです。「変動金利型」や「固定金利選択型」のローンを選択した場合と異なり、将来の金利の上昇に伴う返済額の増加に対する不安がありませんので、安心です。

#### 固定金利型

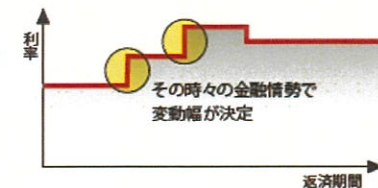
借入時に全返済期間の適用金利が決定されているタイプ



⚠️ 住宅資金は、全返済期間の適用金利が借入時に決定される固定金利型商品です。

#### 変動金利型

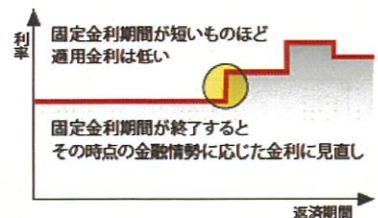
金融情勢の変化に伴い返済途中でも定期的に金利が変動するタイプ



⚠️ 原則として半年に一度、短期プライムレートの変動に応じて適用金利が変わります。

#### 固定金利期間選択型

「当初の5年間は0%」など、返済期間中の一定期間に固定金利が適用されるタイプ(選択した固定金利の適用期間により運用金利の水準が決定)



⚠️ 固定金利期間が終了した後に適用される金利は、住宅ローン商品によってさまざまですので、注意が必要です。

### メリット 2 抵当権設定時の登録免許税が必要ありません。

公庫融資をご利用いただきますと、登録免許税法の規定により抵当権設定時の登録免許税が非課税になります。

### メリット 3 住宅資金をご利用の場合、入居者の方に良質な賃貸住宅が供給できます。

- 建築基準法の他に公庫で定める建設基準を設けていますので、良質な賃貸住宅を建設することができます。
- 融資の際には、お客様から申請された工事内容について、地方公共団体などが住宅の審査を行っています。

# 1 賃貸住宅融資のご案内

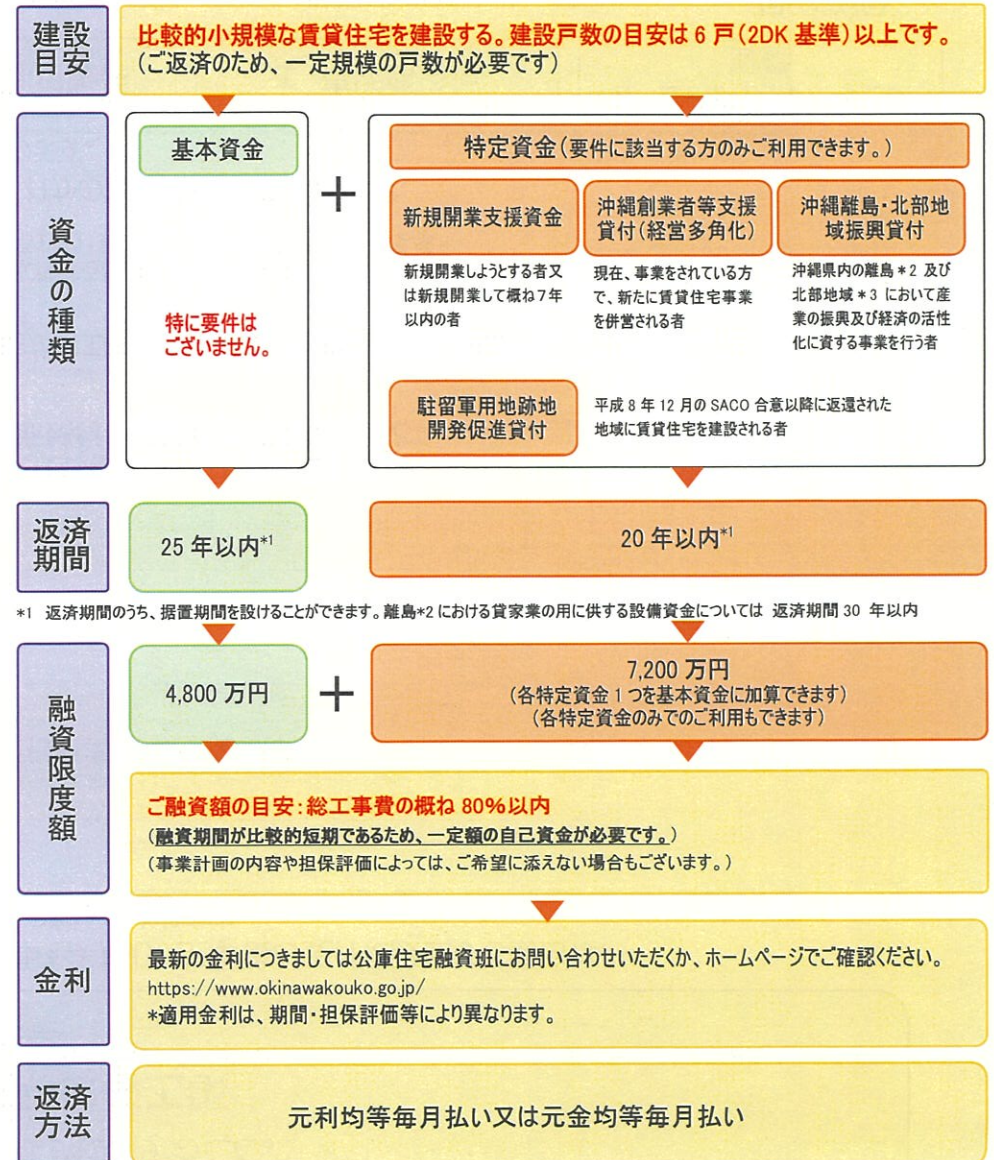
## <住宅資金>

- ・沖縄県内に賃貸住宅を建設される方がご利用いただけます。
- ・建物の賃貸計画により、ご利用できる融資のコースが決まります。
- ・自宅や店舗等を併設する場合、建物全体の延べ面積の 1/4 未満であれば融資の対象にできます。

	賃貸住宅	
融資コース	省エネ賃貸住宅融資	サービス付高齢者賃貸住宅融資
コースの特徴	比較的まとまった敷地を利用して世帯向けの賃貸住宅を建設する。	比較的まとまった土地を利用して、高齢者向けの賃貸住宅を建設する。 ※「サービス付き高齢者向け住宅」の登録が必要です。
敷地	165㎡以上(約50坪以上)	
建物	賃貸住宅部分の延べ面積 200㎡以上	
	公庫の定める基準による省エネルギー性能(→5ページ参照)	耐火構造または準耐火構造
	一戸当たりの床面積(専有面積) 40㎡以上	一戸建て以外の建て方で、階数に制限はありません。 一戸当たりの床面積(専有面積) 一般住宅型 25㎡以上 施設共用型 18㎡以上
返済期間	35年以内	35年以内 (うち1年以内の元金据置設定可)
融資限度額	<b>建設費・間接工事費の100%を限度</b> (但し、土地・建物の担保評価額が上限となります。) (事業計画の内容や担保評価によっては、ご希望に添えない場合もございます。) (開発工事費や諸経費(火災・地震保険料など)も融資対象となります。)	
金利	最新の金利につきましては公庫住宅融資班にお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。 <a href="https://www.okinawakouko.go.jp/">https://www.okinawakouko.go.jp/</a> *適用金利は、お申込み時の金利となります。	
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い	

## <生業資金>

・沖縄県に住所を有し、事業を営む方(これから賃貸事業を営む方を含む)で個人又は法人



\*2 沖縄本島を除く各島々のうち、「沖縄振興特別措置法第3条で定める離島」又は「沖縄本島と架橋等により連結されている島のうち、地理的、経済的側面などからみて沖縄振興特別措置法第3条の指定離島と同様の取扱いを必要とする島」をいいます。

\*3 北部地域とは、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町をいいます。

\*4 担保、保証人については、別途相談いたします。

## 賃貸住宅の建設基準

公庫住宅資金を利用して賃貸住宅を建設される場合には、建築基準法やその他の法令に適合するほか、公庫の建設基準に適合する必要があります。(公庫の「設計審査」及び「現場審査」に合格することが必要です。)

### 住宅の規格

各住戸には、原則として2以上の居室と炊事室、トイレ、浴室(シャワーのみでも可)があること。  
※1LDKの場合は、LDKのL(リビング)を居室とみなします。

### 断熱構造

・次のいずれかに該当する性能を有する住宅であること。  
【省エネの場合】  
①断熱等性能等級4以上、かつ一次エネルギー消費量等級5以上  
②トップランナー基準  
(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号))  
【サービス付き高齢者の場合】  
①断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上  
②建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第1項第3号に定める基準)  
※床面積の合計が300㎡以上の中規模建築物は、建築物省エネ法に基づき、省エネ措置の届出義務が課されるため、必ず当該基準を満たす必要があります。

### 配管設備

給排水の配管で各住宅共有のものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。

### 店舗などの用途

建物内の店舗・事務所の用途は、入居者の生活環境を維持する上で悪影響を及ぼさないものとする。

### 空地

敷地面積の3%以上の公園、広場、緑地等の空地を確保すること。

### 居室の天井高

居室は原則として2.4m以上の天井高を確保すること。

### 床の遮音構造

スラブ厚を鉄筋コンクリート造の場合で15cm以上とすること。又は、これと同等以上の遮音情有効な構造とすること。

### バルコニー

原則として、各住戸にはバルコニーを設けること。

※ サービス付き高齢者向け賃貸住宅については、上記のほか、「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たす必要があります。

※ 詳細は、公庫住宅融資班にお問い合わせください。

## 住宅の構造

融資の対象となる住宅の構造(耐火構造又は準耐火構造)とは、次のとおりです。

☆耐火構造の住宅とは、

主要構造部(壁、柱、床、屋根など)を鉄筋コンクリートなどの耐火構造とした住宅をいいます。

☆準耐火構造の住宅とは、

主要構造部を建築基準法上の準耐火構造とした住宅、またはツーバイフォー住宅やプレハブ住宅のうち、公庫が定める防火性能を備えた住宅などをいいます。

なお、準耐火構造の住宅のうち1時間の耐火性能を有し、かつ、公庫が定める耐久性向上工事を施したものを高性能準耐火構造の住宅といいます。

## 4 お申込みに必要な書類

<住宅資金(省エネ賃貸住宅融資など、比較的大きめのアパート)の場合>

1 申込書関係書類(申込者全員分) \* 借入申込書は公庫のホームページからダウンロードすることができます。

<input type="checkbox"/> 賃貸住宅等建設資金借入申込書(その1、その2)	<input type="checkbox"/> 略歴(公庫様式)	<input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅融資における確認事項及びガイドライン(公庫様式)
<input type="checkbox"/> 運転免許証(写)又はマイナンバーカード表面(写)等	<input type="checkbox"/> お守りいただくこと(公庫様式)	<input type="checkbox"/> 家族構成がわかる関係図
<input type="checkbox"/> 個人情報の取り扱いに関する同意書(公庫提出用)	<input type="checkbox"/> 誓約書(公庫様式)	

2 所得証明関係(申込者全員分) \* 年度当初のお申込で、提出年度の公的証明書の発行が受けられない場合はご相談下さい。

給与所得者又は所得がない方	個人事業主又は確定申告をされている方	法人又は法人経営者
○ 次のいずれかの書類を直近2年分 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 住民税納税通知書 * * 支払給与の総額が記載されていることが必要となります。 * 法人経営者の方はこれに加え「法人又は法人経営者」欄の書類もご提出下さい。 ○ 納税証明書【その3】※1	○ 次の全ての書類を直近2年分 <input type="checkbox"/> 所得税納税証明書【その1】納税額用 <input type="checkbox"/> " 【その2】所得金額用 <input type="checkbox"/> " 【その3】※2 ○ 確定申告書一式(写) ○ 収支内訳書(写)又は青色申告決算書(写) ○ 住民税納税証明書 * 法人経営者の方はこれに加え「法人又は法人経営者」欄の書類もご提出下さい。	○ 次の全ての書類を直近3期決算分 <input type="checkbox"/> 税務申告書一式(写) <input type="checkbox"/> 決算書及び勘定科目明細書(写) <input type="checkbox"/> 法人税納税証明書【その1】納税額用 <input type="checkbox"/> " 【その2】所得金額用 <input type="checkbox"/> " 【その3】※1 ○ 法人での申込は以下の書類もご提出ください。 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本【発行から3ヶ月以内】 <input type="checkbox"/> 定款(写) * 株式会社、特例有限会社、持株会社で一人法人の場合、原則定款(写)のご提出は不要です。

※1 未納税額のない証明用(相続税及び贈与税に関するもの)

※2 未納税額のない証明用(消費税及び地方消費税並びに相続税及び贈与税に関するもの)

3 資産関係(申込者全員分)

- 固定資産税課税台帳名寄帳(直近1年度分)又は課税通知書(固定資産を所有していない方は、無資産証明書を提出下さい。)
- 固定資産税・都市計画税納税証明書(直近2年分)※3
- 預金通帳等(写)、預金等残高証明書又は預金等口座の取引明細に係る証明書…自己資金の確認のため
- 借入金残高証明書及び返済予定表(写)…借入を有する場合は全ての金融機関について
- (所有する賃貸物件がある方)所有物件の入居状況及び収支状況が分かる書類

※3 市町村税に滞納がないことの証明に代えることができます。

4 敷地関係

- 土地の登記事項証明書(全部事項証明書)…発行日から3ヶ月以内
- 接道部分の登記事項証明書(全部事項証明書)…発行日から3ヶ月以内(\* 公図上の計画地の接道部分に地番が記載されている場合はご提出下さい。)
- 公図…発行日から3ヶ月以内
- 現場写真(敷地範囲を明示し、2方向以上をカラーにて)

借地の場合	共通	
	<input type="checkbox"/> 地主の承諾書(公庫様式) <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書(写)…賃貸借期間が返済期間以上のもの	<input type="checkbox"/> 担保提供者の固定資産税・都市計画税納税証明書…直近2年分
	個人所有	法人所有
	<input type="checkbox"/> 担保提供者の所得税納税証明書【その1・3】※2…直近2年分 <input type="checkbox"/> 担保提供者の住民税納税証明書…直近2年分※3 <input type="checkbox"/> 運転免許証(写)又はマイナンバーカード表面(写)等	<input type="checkbox"/> 担保提供者の法人税納税証明書【その1・3】(消費税及び地方消費税に関するもの)…直近2期決算分 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本【発行から3ヶ月以内】
相続又は贈与の場合	共通	
	<input type="checkbox"/> 相続税(贈与税)の申告書(写) * 借入申込日の前3年以内の相続又は6年以内の贈与の場合 ⇒ <input type="checkbox"/> 納税証明書【その3】未納税額のない証明用(相続税又は贈与税に関するもの)	
	相続税(贈与税)を延納中の場合※申込人及び担保提供者の方	
	<input type="checkbox"/> 延納申請書(写)(別添の担保目録(写)を含みます。) <input type="checkbox"/> 延納許可通知書(写) <input type="checkbox"/> 相続税(贈与税)納税証明書【その1】納税額等証明書(原本) * 借入申込日の前3年以内の相続の場合 ⇒ <input type="checkbox"/> 納税証明書【その3】未納税額のない証明用(相続税又は贈与税に関するもの)…他の相続人全員分	

## 5 建設関係

- 付近見取図
- 工事費見積書(建築工事費、電気設備工事費、水道設備工事費、外構工事費等)
- 各階平面図(縮尺は1/100～1/200程度)
- 配置図[セットバック、都市計画道路の有無](縮尺は1/100～1/200程度)
- 各階床面積表・タイプ別専有面積表(縮尺は1/100～1/200程度)※4
- 敷地求積図(三斜求積図)(縮尺は1/100～1/200程度)

※4 PS、MBの専有面積の算入は任意です。また、トランクルームも天井高が1.4mを超える場合は専有面積に算入できます。ただし、バルコニー、アルコーブ、室外機置場は専有面積から除外してください。

## 6 保証人関係

### 保証機関をご利用する場合

- 保証委託申込書
- 保証委託申込内容に関する確認書及び個人情報の取扱いに関する同意書
- 印鑑証明書(申込者・担保提供者の方全員各1通)

## 7 その他

- 事業の概要が確認できる書類
- 敷地を借入申込日から2年以内(※5)に購入した場合又は購入予定の場合
- 非住宅部分(店舗等)がある場合
- 敷地に国有地等が含まれる場合
- 接道部分に水路が含まれる場合
- 区画整理地の場合
- 公務員の方が借入申込みを行う場合
- 収支計画、タイプ別家賃等事業の概要が分かる資料
- 土地の売買契約書(写)
- 非住宅部分の賃貸借契約書(写)又は出店申込書(写)
- 国有地等の私下申請書(写)
- 水路の占有許可証(写)
- 仮換地証明書(使用収益開始年月日の記載があるもの)
- 兼業許可証(申込者が国家・地方公務員で該当する場合)

※5 借入申込日の属する年度の前々年度の4月1日以降をいいます。

注) 公庫が必要と認めた場合は、上記以外の書類をご提出いただくことがあります。

## 8 サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資にかかる追加書類

### 共通

- 事業の概要が確認できる書類(補助金に関する内容、施設に係わるサービスの内容・運営方法、タイプ別家賃等が分かる資料)
- 借入当初から返済終了までの事業収支計画書(家賃収入、介護報酬、施設運営費用、施設使用料、管理費、維持管理費、公租公課が分かる資料)
- 事業に関わるマーケットレポート  
(近隣類似物件の入居・利用状況及び資料等、高齢者世帯数や要介護者等の動向、公共団体の福祉・住宅施策等がわかる資料)

### 申込人と一括借上契約を締結する事業者・申込人と介護サービス提供に係る契約を締結する事業者

- 事業者の会社概要パンフレット
- 事業の委託に関する契約書(写)  
\* 契約締結前の場合は、契約書の家または契約予定内容のわかる資料(一括借上契約(サプリース)、又は家賃保証契約を含む。)
- 事業に係る事業収支計画書
- 事業者の運営実績一覧・事業収支のわかる資料(物件ごとの運営年数、サービス内容、入居状況及び年間収支等)
- サービス提供に事業者に関する書類提出の誓約書
- 「2 所得証明関係」に掲げる書類

### その他の高齢者向け居住系施設について

- [運営中の施設] ⇒ 〇単月収支が黒字の場合は安定稼働施設収支状況表、赤字の場合は未稼働施設等個別収支計画表
- [予定施設] ⇒ 〇1年以内に開設予定の施設の場合は未稼働施設等個別収支計画表

注) 公庫が必要と認めた場合は、上記以外の書類をご提出いただくことがあります。

## <生業資金(小口のアパート)の場合>

	資料名	必要有無	備考	
共通	1 事業計画書または創業計画書		・設備投資計画、経営改善計画等(収支計画を含む)	
	2 (代表者)略歴、(法人)会社案内等		・取引が初めての方等	
	3 借入者本人確認資料(運転免許証等の写し)		・借入申込書に添付して下さい。	
法人のみ	4 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) 法務局		・3ヶ月以内のもの	
	5 定款(写)		・社員が複数いる持分会社(合資、合名、合同会社) ・会社以外の法人(公益法人、NPO法人、学校法人、医療法人) ※原本証明が必要	
共通	6 税務(確定)申告書の写し <直近2期または3期分> ※マイナンバーは黒く塗りつぶして下さい。	必須	□個人事業者……確定申告書一式 ■貸借対照表 ■損益計算書 ■減価償却明細書を添付 □法人……税務申告書一式	
	7 ★合計残高試算表 (決算後6ヶ月以上経過の場合)	必須	■別表1～16 ■勘定科目明細表 ■決算報告書 ■減価償却明細表 全て添付	
	8 借入金償還表(写)	必須	・公庫以外の負債(割賦販売にかかる通知書及び手数料計算書、リース支払明細書を含む)がある場合は必要	
	9 仕入販売取引状況表	必須	・別紙様式を参考に作成して下さい(創業先を除く)	
	10 事業に必要な許認可証(写)		・営業許可証等(前貸付時と同様であれば提出は不要) ・施設未設置等により未取得の場合は、取得後速やかにご提出下さい	
	11 見積書(写)または商品パンフレット等		・設備資金を申込み場合	
	12 その他の契約書等(写)		・売買契約書、工事請負契約書、設計管理契約書、FC契約書等	
	13 建築確認申請書(写)		・許可済、又は申請準備中のもの、平面図等はA3に縮小したもの	
	14 預金通帳(写)(定期預金を含む)		・自己資金の確認、新規開業先等	
	15 賃貸借契約書(写)		・今次計画で事務所稼働を覚悟する場合(仮契約・物件案内書でも可)	
	16 <建設業関連>工事経歴書、工事台帳、手持ち工事一覧または請負契約書(写)		・工事経歴書、工事台帳は2年分	
	担保	1 担保物件の登記簿謄本	法務局	・共同担保目録も含む
		2 土地公図、建物平面図		
		3 所有者の税務申告書(1期)		・貸アパート・貸事務所等、収益物件の場合
		4 借入金残高証明書及び借入金償還表(写)		・担保物件に公庫以外の抵当権設定がある場合
5 評価証明書		市町村役場	・担保予定物件の評価証明書(担保提供者)	
その他	納税証明書(その1及びその3)	税務署	・無担保特例を利用する場合、納税領収書(写)等でも可 ・税額ゼロの場合は事業税、源泉所得税、住民税、固定資産税、消費税等 ・新規開業者は、市町村が発行する納税証明・完納証明(市県民税又は固定資産税)をご提出下さい	
	所得証明書(法人は必要なし)	市町村役場	・個人事業者、法人の代表者、連帯保証人になる方は提出をおねがいすることもあります。	
	(資産)評価証明書 □個人事業者 (評価額あり) □法人代表者 市町村役場 □連帯保証人		・(資産)評価証明書(評価額あり)は、固定資産税納付通知書(写)の代用可 ・資産がない場合は不要	
	社会保険料納入確認書類		・過去2年分の社会保険料の納入が確認できる書類	
	関連会社の書類		・関連会社の定款、議本、直近決算書1期分、その他( )	
	部門別収支実績・計画		・別紙様式を参考に作成して下さい。	
	経営改善計画書		・中長期的な経営改善の取り組みが必要な場合に作成	
資金繰り表		・別紙様式を参考に作成して下さい。		

※お申込みの内容によっては、上記以外に追加で必要となる書類がありますので、あらかじめご了承ください。

※印鑑証明書は、申込時点では不要です。(融資決定後、契約時に必要となります。)

沖縄振興開発金融公庫マンション共用部分リフォーム融資 商品概要説明書  
【管理組合申込み（公財）マンション管理センター保証の場合】

説明事項	商品概要
資金使途	<p>○ マンション管理組合がマンションの共用部分の改良工事を行うための資金<sup>※</sup></p> <p>※ 保証料及び工事に伴う引越代等の補償費も融資の対象となります。</p> <p>※ 専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの場合も融資の対象となります。</p> <p>（注）ローンの借換えには利用できません。</p>
融資額	<p>○ 融資対象工事費以内（10万円単位。最低額は100万円（10万円未満切捨て））</p> <p>※ 融資対象工事費には保証料も含まれます。</p> <p>※ 補助金等の交付がある場合は、上記の額又は融資対象工事費から補助金等を差し引いた額のいずれか低いとなります。</p> <p>※ 毎月の返済額は毎月徴収する修繕積立金の額の80%以内*とする必要があります。これにより融資可能額上記の額以下となる場合があります。また、既にお借入れがある場合は、今回の融資に係る借入金の月の返済額に当該他の借入れに係る返済額を加えた合計額が、毎月徴収する修繕積立金の額の80%以内*あることが必要です。</p> <p>* 修繕積立金の滞納割合が10%超20%以内である管理組合がお借入れいただくためには、一定の条件を満たした上で、60%以内とする必要があります。</p> <p>※ 詳しくは「マンション共用部分リフォーム融資のご案内」をご覧ください。</p>
返済期間	<p>○ 1年以上10年以内（1年単位）</p> <p>※ 次の①から⑧までのいずれかの工事を行う場合は返済期間を1年以上20年以内とすることができます。</p> <p>①耐震改修工事、②浸水対策工事、③省エネルギー対策工事、 ④給排水管取替工事、⑤玄関又はサッシ取替工事、⑥エレベーター取替又は新設工事、 ⑦アスベスト対策工事、⑧機械式駐車場解体工事</p>
融資金利	<p>○ 固定金利（全期間固定金利型）</p> <p>※ 借入申込日現在の融資金利が適用されます。</p> <p>※ 金利は、沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」といいます。）のホームページでご確認ください。</p>
返済方法	○ 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担保	○ 必要ありません
保証人	<p>○ 公庫が認める保証機関（（公財）マンション管理センター）</p> <p>※ 詳しくは「マンション共用部分リフォーム融資のご案内」をご覧ください。</p> <p>なお、保証料はお客さまの負担となります。保証料の支払は、融資金から保証料分を差し引いて機構がおさまに代わって行います。</p>
工事完了届	<p>○ 工事完了後、公庫に共用部分改良工事完了届等をご提出ください。</p> <p>※ 専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの借入れの場合は、業務完了後、公庫に業務完了届等をご提出ください。</p>
火災保険	○ 必要ありません
資金のお受取	<p>○ 工事完了<sup>*1</sup>の届出<sup>*2</sup>から、約1～2か月後<sup>*3*4</sup>となります。</p> <p>*1 専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの借入れの場合は、業務完了後となります。</p> <p>*2 工事完了の届出に必要な書類が全てそろっている必要があります。</p> <p>*3 金銭消費貸借契約時には管理者又は代表者が直接公庫に来店する必要があります。契約は書面で行い、契にあたっては別途印紙代が必要です。</p> <p>※ 保証機関に支払う保証料分が融資金から差し引かれます。そのため、差し引き後の額をお受取いただけます</p>
融資手数料	○ 必要ありません
繰上返済手数料	○ 必要ありません

※ お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、公庫又は保証機関の審査の結果、返済に懸念がある管理組合については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 反社会的勢力と関係がある管理組合にはご融資できません（管理組合の組合員が反社会的勢力に該当する場合や、住戸が反社会的勢力の事務所等に使用されている場合も含みます。）。

※ 一旦お申込みされますと、申込日から6ヶ月を経過する日の属する月の月末までは、お申込みのやり直し（辞退等の後の再度の申込み）はできません。

# 美ら家債のご案内

「美ら家債」は、マンション管理組合が行う修繕積立金の計画的な積立てや、保管、運用をサポートするための債券です。これまでに累計 235 のマンション管理組合様にご応募頂いています。

10年満期時年平均利率（税引前）**0.629%**

認定美ら家債<sup>※</sup>の場合 10年満期時年平均利率（税引前）**0.679%**

## 特長

1. 利付 10年債で、毎年 1回（3月予定）定期的に利息をお支払
2. 1口 50万円から購入可能で、さらに最大 10回継続購入して積立可能
3. 初回の債券発行日から 1年以上経過後、修繕工事目的等での換金可能（手数料なし）
4. 公庫が国の認可を受けて発行している債券

## 特典

1. マンション共用部分リフォーム融資の金利を年 **0.2%** 引下げ
2. マンション共用部分リフォーム融資の保証料を **2割程度** 引き

## 応募受付期間

2023年10月2日（月）～2024年1月9日（火）

## 募集口数

美ら家債： 360口 （1口当たり積立額は50万円）  
認定美ら家債： 90口

## 応募方法

1. 公庫へお電話またはメール（裏面記載）にて積立申込書等の発送を依頼（9月下旬以降発送）。
2. 専用の返信用封筒に、積立申込書等を同封の上、募集期間内に公庫へご郵送。

※認定美ら家債

応募時点で「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」に定める管理計画を作成し、都道府県等の長の認定を受けていることが必要です。応募日現在、有効な「認定通知書」をご提出いただく必要があります。

## ご利用例

○今年度発行債券（1口50万円）を10年間保有した場合

10年間の受取利息総額（税引後） **26,639円**

※債券の利息は源泉分離課税の適用となり、所得税及び復興特別所得税の合計15.315%（2023年9月現在の税率）相当額を差し引いてお支払します。

○マンション共用部分リフォーム融資（借入額2,000万円、返済期間10年）お申込みの場合

美ら家債積立の特典による差額 **249,462円**

	通常	美ら家債積立組合	
融資金利	0.97%	0.77%	▲0.20%
支払利息総額	933,757円	786,295円	▲147,462円
(公財) マンション管理センター保証委託料	510,200円	408,200円	▲102,000円

※2023年8月現在の試算です。上記試算はあくまでも目安であり、実際にご利用いただく際は本試算結果とは異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください

## 公庫の格付

### ◆格付

美ら家債の個別の格付けは取得していませんが、債券を発行する発行体（公庫）についての、債務全体を履行する総合的な能力（信用力）に関する外部機関からの評価（発行体格付）を右記のとおり取得しています。

### ◆格付投資情報センター（R&I）

**AA +（2022年11月現在）**

詳細は、上記機関のホームページでご確認いただけます。

※本チラシに記載した内容以外については、美ら家債のご案内パンフレットをご覧ください。

### お問い合わせ・積立申込書等の依頼先

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26

本店 融資第三部 住宅融資班

**TEL : 098-941-1850** (9時~17時/平日)

Mail: [jutakuyushi@okinawakouko.go.jp](mailto:jutakuyushi@okinawakouko.go.jp)

沖縄公庫HP  
(美ら家債)



メールアドレス

